

# 6. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

## 景観重要公共施設の整備に関する方針

中山道本町地区を貫く道路（旧中山道）を景観重要公共施設として位置づけます。良好な道路景観を形成するため、整備を行う際には次の事項に取り組むものとします。

- 歩行者と車が共存する道路としますが、歩行者の安全と快適性を確保するために構造や仕上げに留意します。
- 道路に沿った水路を活かした潤いのある公共空間をつくります。
- 無電柱化を図り、街道をイメージさせる道路舗装を行い、適正な維持管理を行います。
- 交通安全施設や標識などは交通安全上、必要不可欠な機能は生かしますが、その他については沿道家屋に合わせた、落ち着いた色彩の修景を行います。

### ■ 該当道路区間図

